

3 水産物(活を除く)・水産加工品の輸出の際に求められる各種証明書

(注)下線はALPS処理水の放出に伴う規制

令和7年10月1日現在

国・地域	輸出に際して必要となる証明書 (詳細に関しては下の問合せ先にご確認ください)	証明書発行機関 (近畿地域)	問合せ先
インド	衛生証明書(最終加工施設の認定が必要)(水産食品(生鮮品(冷蔵及び冷凍)、燻製品、乾燥品、缶詰等を含み、冷凍養殖水産物の一部を含まない。))	近畿農政局	①
	乳・乳製品、肉・肉加工品(家きん、魚及びこれら加工品を含む)、乾燥卵、乳幼児向け食品、栄養補助食品は、インド政府による製造施設の登録が必要です。(施設登録は貨物が出港する30日前までにインド政府に共有されることが必要。)(登録済み製造施設※1)	—	②
	衛生証明書(養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉)	農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課	③
インドネシア	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)(水産食品(食用の水産動物(活水産動物を除く。))及び藻類並びにそれらの加工品))	近畿農政局	①
シンガポール	衛生証明書(水産食品(有毒部位を除去したフグ(最終加工施設等の認定が必要。都道府県知事等が認定したふぐ処理者により処理されたもの。)、生きたカキ(シンガポール食品庁による承認を受けた貝類衛生プログラムに基づき生産されたかき)※2))	各地方自治体(※3)の保健所等	② ④
タイ	GMP証明書(最終加工施設・最終保管施設の認定が必要。)(ISO22000、FSSC 22000、JFS-C等食品安全に関する国際的な民間規格の認証書、食品衛生法に基づく営業許可証(各地方自治体の保健所等(※3))、JFS-B規格適合証明書も可。)※4	近畿農政局 国際的な民間規格の認証機関 各地方自治体の保健所等	①
	輸出申告書、輸出許可書、原産地証明書のいずれか1文書(水産物(調製品除く))	税関、商工会議所	⑤
韓国	衛生証明書(最終処理施設の認定が必要。)(水産食品(冷凍食用鮮魚類頭部(食用可能なすべての魚種(フグ類を除く。))から分離された頭部の可食部を冷凍したものであって、食用に適するよう処理されたもの)及び冷凍食用鮮魚介類内臓(分離された食用可能なすべての魚種(フグ類を除く。))の卵巣、スケソウダラの腸、白子、イカの卵包腺等を冷凍したものであって、食用に適するよう処理されたもの)に限る。))	近畿厚生局	② ⑥
	衛生証明書(水産動物等(韓国が指定する水産動物及びその加工品(韓国が指定する生きている水産動物及び生きていない冷蔵及び冷凍のエビ類、カキ類並びにアワビ類(ただし頭部及び殻が除去されたエビ類並びに加熱加工品を除く。))) (錦鯉及びその他の観賞用水産動物(金魚等)については取扱要領等によるものとする。))	大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県※5	⑦
	輸入停止(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県(8県))(全ての水産物) 放射性物質検査証明書(北海道、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、愛媛県、熊本県、鹿児島県(8都道県))(全ての水産物)(平成 23 年3月 11 日より前に生産・加工された食品等については、日付証明) 産地証明書(16都道県(上記、8県及び8都道県)以外)(全ての水産物)(平成 23 年3月 11 日より前に生産・加工された食品等については、日付証明)※6	近畿農政局 和歌山県(産地証明書(県内で水揚げ又は最終加工))	①
中国	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)(水産食品(食用の水産動物(活水産動物を除く。))及び藻類並びにそれらの加工品))	近畿厚生局、和歌山県 ※7、※8	② ⑥
	衛生証明書(養殖施設・包装施設の認定が必要)(活水産物(食用の生きている水産物(ただし、観賞魚及びえさ用水産物を除く。))	水産庁 漁政部 加工流通課、和歌山県※9	② ⑦
	漁獲証明書(さけ類(養殖されたものを除く。))	水産庁 漁政部 加工流通課	⑦
	製造等企業登録(最終製造・加工又は最終貯蔵・保管施設の認定が必要)(政府推薦が必要とされているHS・CIQコードに該当する農林水産物・食品。)(「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく中国向け輸出水産食品、動植物検疫協議未合意及び放射性物質規制により輸出が出来ない農林水産物・食品を除く。))及び、前段に該当するもののうち、政府推薦が必要とされているカテゴリーに属しており、中国海関総署動植物検疫司に施設の登録の申請が必要な農産物。)(「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく中国向け輸出水産食品、動植物検疫協議未合意及び放射性物質規制により輸出が出来ない農林水産物・食品を除く。))	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	②
	輸入停止(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県(10都県))(全ての食品、飼料) 放射性物質検査証明書及び産地証明書(上記、10都県以外)(水産物)(加工・保管・包装施設及び養殖場の登録が必要)(ストロンチウム90、トリチウムについて初回輸出までに検査し、毎回の輸出ロットごとに検査報告書を添付)	近畿農政局	①
ベトナム	衛生証明書(最終加工施設等の認定が必要)(水産食品(水産動物及びそれらの加工品(活水産動物を除く。)))	近畿農政局	①
	衛生証明書(活水産動物(食用の生きている水産動物(ただし、観賞魚及び飼料用水産物を除く。)))	衛生証明書発行機関※10 (近畿地域には登録している府県はない)	③
	検疫証明書(装飾用貝類(貝殻))	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	⑧

マレーシア	衛生証明書(登録検査機関の試験成績書の結果が、取扱要綱等に定める各基準に適合することが必要)(畜水産食品(エビ、カニ及びそれらの加工品(エビにあっては、乾燥又は調味したものを除く。)))	近畿農政局	①
台湾	衛生証明書(貝類(食用の貝類(活を除く)及びそれらの加工品(乾燥品、塩蔵品、燻製品等)))	近畿農政局	①
	衛生証明書(貝類(活貝類))※11	和歌山県又は水産庁漁政部加工流通課	⑦
	衛生証明書(水産動物等(台湾が指定する水産動物及びその加工品(養殖・飼育用又は食用の魚類(本要領において「配偶子及び受精卵」を含む。)、甲殻類及び貝類であり、別表に記載する台湾が指定する生きている水産動物※12)))※13	兵庫県、奈良県、和歌山県	⑦
	放射性物質検査報告書(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県(5県):全ての食品)産地証明書又は原産地証明書(47都道府県(上記、5県を含む))※6、※14	指定の放射性物質検査機関※15 和歌山県(産地証明書:県内で水揚げ又は最終加工) 商工会議所(原産地証明書)	⑤ ⑨ ⑩
香港	衛生証明書(モクズガニ(我が国の在来種である「モクズガニ(Eriocheir japonicus)'))(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県(10都県)の水産物(生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物)については、ALPS処理水の海洋放出に伴う規制のため、 発行停止)※16 上記、10都県以外は、証明書発行機関が発行※17	京都商工会議所、大阪商工会議所、神戸商工会議所	②
	輸入停止(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県(10都県)の水産物(生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物)、海塩、海藻(加工品を含む)については、ALPS処理水の海洋放出に伴う規制のため、 発行停止)※16	近畿農政局	①
マカオ	輸入停止(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県(10都県)の海塩、海藻、水産及び水産製品)※16 放射性物質輸入規制に関する申告書(上記、10都県以外の海塩、海藻、水産及び水産製品)	マカオ向け放射性物質輸入規制に関する申告書についてサイン証明の対応が可能な商工会議所※18	①
EU	衛生証明書(市場・漁船等及び加工・保管施設の認定が必要)(水産食品(海水産又は淡水産の動物(水棲哺乳類、蛙及び取扱要綱等に定める水生生物を除く。))及びその卵並びにこれらを含む食品))(EU向け輸出ホタテガイ等二枚貝の生産海域等の指定等の対応が必要)	近畿農政局 各地方自治体(※3)の保健所等	① ⑥
	漁獲証明書(日本産原料種を用いた水産製品)又は加工証明書(外国産原料種を用いた水産製品)(水産製品(「HS条約」の品目表の3類並びに1604及び1605に分類される全てのものをいう(製品形態(未加工品、加工品)や輸送方法の別は問わない。)))	水産庁 漁政部 加工流通課	⑦
	衛生証明書(EU認定施設由来の動物性加工済原料を使用する必要)(混合食品(別に分類される食品であって、動物性加工済原料と植物性原料の両方を含む食品(動物性加工済原料として水産製品のみを使用している(肉製品、乳製品、卵製品を使用していない)温度管理が必要な混合食品)))	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	② ①
	輸出検疫証明書(施設の認定が必要)(ペットフード等(動物由来原料を含むペットフード、動物性加工たん白質飼料(養殖魚用飼料等)、飼料用魚油、家さん卵由来飼料))	動物検疫所神戸支所、関西空港支所	⑧
ウクライナ	輸出水産食品のための動物衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)(水産食品(取扱要綱等に掲げる食用の水産動物及びそれらの加工品であって、ウクライナの指定する疾病対象品目以外のもの))	(一財)日本食品検査※19	② ⑪
ロシア	衛生証明書(最終加工・最終保管施設・養殖施設の認定が必要)(水産食品(取扱要綱等に掲げる食用の水産動物及びそれらの加工品)(ALPS処理水の海洋放出に伴う規制のため、 発行停止))※16	(一財)日本食品検査※19	② ⑪
	輸入停止(47都道府県)(魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(HSコード分類表の3類に分類される品目))(ALPS処理水の海洋放出に伴う規制のため、 発行停止))※16	近畿農政局	①
イスラエル	衛生証明書(「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に規定する認定施設リストにおいて認定施設ごとの輸出品目として記載された食品で認定施設において取扱われたもののほか、証明書の発行要件を満たしたもの)(水産食品(食用の水産動物及びそれらの加工品))	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	②
カタール	衛生証明書(水産動物(食用の水産動物及びそれらの加工品))	近畿農政局	①
サウジアラビア	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)(水産食品(食用の水産動物及びそれらの加工品で取扱要綱等に掲げるもの))	(一財)日本食品認定機構※19	② ⑫
トルコ	衛生証明書(「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に規定する認定施設リストにおいて認定施設ごとの輸出品目として記載されている水産食品(トルコ向け輸出飼料用水産物にあってはその副産物を含む)であって、当該認定施設で取り扱われたもののほか、証明書の発効要件を満たしたもの(水産食品(食用の水産動物及びそれらの加工品)及び飼料用水産物(飼料用の水産動物及びそれらの加工品))	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	②
ヨルダン	衛生証明書(水産食品(食用の水産動物及びそれらの加工品で取扱要綱等に掲げるもの))	近畿農政局	①

オーストラリア	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)(水産食品(取扱要綱等に掲げる食用の水産動物及びその加工品)及び養殖等用飼料(取扱要綱等に掲げる養殖及び採捕の用に供する水産動物及びその加工品(当該水産動物を漁獲する際に混獲され、当該水産動物と混在した状態で我が国からオーストラリアへ輸出される頭足動物を含む。))) (サク科(非加熱)及びアユは輸出不可)	(一財)日本食品検査※19	⑪
	原産地証明(かき(広島県の広島湾北部及び西部海域又は呉湾の海域以外で得られたものであって、我が国で加工・保管されたもの)(密閉容器に包装され、加熱処理によって滅菌されたもの及び 常温保存が可能なものを除く))	近畿農政局	①
ニュージーランド	衛生証明書(最終加工施設の認定が必要)(水産食品(取扱要綱等に掲げる食用水産動物(生きている水産動物を除く。))及びそれらの加工品(加工品は国内加工に限る))	近畿農政局	①
	衛生証明書(第三国加工の水産食品(水産食品(取扱要綱等に掲げる食用水産動物(生きている水産動物を除く。))及びそれらの加工品のうち、日本及びニュージーランド以外の国及び地域の施設において加工し、日本国内で加工せず保管のみを行うもの。))	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	②
	衛生証明書(二枚貝の輸出に際しては、「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく施設認定が必要)(二枚貝(海産及び淡水産の二枚貝並びにこれらの加工品(生鮮及び殻付きのものを除く。))	近畿農政局 各地方自治体(※3)の保健所等	①(⑥)
ナイジェリア	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)(水産食品(取扱要綱等に掲げる食用の水産動物及びそれらの加工品))	近畿農政局	①
米国	加工施設(関連施設含む)の認定が必要。(水産食品(魚介類(食用に供される淡水性並びに海水性の魚、甲殻類、その他の水棲動物(鳥類とほ乳類を除く。例えば、ワニ、カエル、ウミガメ、クラゲ、なまこ、ウニ及びこれらの動物の卵等)及びすべての軟体動物)を原料としていることがその食品の特徴である食品))	各地方自治体(※3)の保健所等 (一社)日本食品認定機構※19	⑫(⑥)
	エビ製品の証明書(ウミガメの保護において問題ないことの証明書)(エビ製品(養殖により日本国内で生産されたエビ及び「特定えびかご漁業許可者」により漁獲されたホッコクアカエビにより生産又は漁獲されたエビを原料とした製品であって、別表の米国関税番号に該当し、米国向けに輸出されるエビ製品とする(第三国を経由して間接輸出されるものを含む。)))	水産庁 漁政部 加工流通課	⑦
カナダ	衛生証明書(カナダ食品検査庁(CFIA)が提示したリストに記載された魚種(内臓を除去した魚類、頭部を除去したエビ類、むき身・ハーフシェルにした二枚貝は除く。))については、CFIAによる輸入許可及び輸出国が発行する検疫に関する証明書の添付が必要)(水産動物等(カナダが指定する水産動物(ナガスクジラ、軟体動物、甲殻類)及びその加工品)	京都府、奈良県、和歌山県※20	⑦
ブラジル	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)(水産食品(食用の水産動物及びそれらの加工品であって、取扱要綱等に掲げるもの及び別途政府が求めるもの)))	近畿厚生局	⑥
	衛生(動物衛生)証明書(最終加工・最終保管施設が食品衛生法又は条例に基づく営業許可又は営業届出を行っている施設であることが必要)(水産食品(食用の水産動物及びそれらの加工品)であって取扱要綱等に掲げる食品)	水産庁 漁政部 加工流通課	⑦
ペルー	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)(水産食品(食用の水産動物及びそれらの加工品であって、取扱要綱等に掲げるもの))	(一社)日本食品認定機構※19	②⑫
メキシコ	衛生証明書(取扱施設において最終加工されたものであり衛生証明書の発行要件を満たすこと)(水産食品(水産動物(活水産動物を除く。))及び藻類並びにそれらの加工品(乾燥品、塩蔵品、燻製品等))	近畿農政局	①

※1: インド向け輸出食品の製造施設登録について https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/in_registration.html

※2: 生きたかきの輸出が可能な都道府県・証明書発行機関 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-653.pdf

※3: 各府県又は京都市、大阪市、堺市、神戸市、各中核市その他の保健所設置市。

※4: タイ向け輸出食品の製造施設に求められる衛生基準に係る規則への対応 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp_cert.html

※5: 近畿農政局管内の韓国向け輸出水産動物衛生証明書発行機関は、大阪府環境農林水産部水産課、兵庫県立農林水産技術総合センター水産技術センター及び同水産技術センター但馬水産技術センター、奈良県農林部農業水産振興課、和歌山県水産試験場。

韓国向け輸出水産動物衛生証明書発行機関リスト https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-494.pdf

※6: 食品輸出証明書の都道府県発行申請窓口一覧 近畿管内の原発事故関連証明書(産地証明書)発行は、和歌山県(韓国、台湾)
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_sonota-123.pdf

※7: 地方自治体が発行機関として登録されていない地域については、近畿厚生局が発行。

※8: 近畿管内の中国向け輸出水産食品衛生証明書発行機関は、和歌山県
中国向け輸出水産食品 衛生証明書発行機関一覧 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/xls/yusyu> <https://www.maff.go.jp/j/shoku>: 修正は後日と

※9: 近畿管内の中国向け活水産物輸出に係る証明書発行機関は、和歌山県
中国向け活水産物輸出に係る証明書発行機関一覧 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/xls/yusyutu_shinsei_asia-4.xls

※10: ベトナム向け活水産動物 衛生証明書発行機関(近畿地域には登録している府県はない)
https://www.maff.go.jp/j/syuan/suisan/suisan_yobo/export/attach/pdf/Vietnam-live-17.pdf

※11: 台湾向け輸出貝類の取扱要綱に基づく証明書発行機関(活貝類) 近畿管内の証明書発行機関は、和歌山県
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-584.pdf

※12: 対象魚類及びその対象疾病 https://www.maff.go.jp/j/syuan/suisan/suisan_yobo/export/attach/pdf/taiwan-17.pdf

- ※13: 近畿管内の台湾向け輸出水産動物衛生証明書発行機関は、兵庫県、奈良県、和歌山県
台湾向け輸出水産動物衛生証明書発行機関リスト https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/export/attach/pdf/taiwan-24.pdf
(台湾向け輸出水産動物の取扱いについて https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/export/taiwan.html)
- ※14: 台湾向け産地証明は衛生証明書(問合せ先①)による代用も可(対象品目に限る)。
- ※15: 外国に輸出される食品にかかる放射性物質検査機関一覧 https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/kensa_kikan_250201-2.pdf
- ※16: ALPS処理水の海洋放出に伴う規制
- ※17: 衛生証明書を発行する機関として香港に登録された証明書発行機関 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-408.pdf
- ※18: 輸出事業者自らが作成し、サイン証明の対応が可能な商工会議所でサイン証明を受けたもの。
マカオ向け放射性物質輸入規制に関する申告書についてサイン証明の対応が可能な商工会議所
https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/mac_drm_list.pdf
- ※19: 登録認定機関一覧表 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/tourokuninteikikan/tourokuninteikikan_ichiran.html
- ※20: 近畿農政局管内の輸出水産動物の輸出衛生証明書発行機関は、京都府立農林水産技術センター、奈良県食と農の振興部農業水産振興課、和歌山県水産試験場。
カナダ向け輸出水産動物の輸出衛生証明書発行機関リスト https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_hokubei-27.pdf

問合せ先一覧

- ① 近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 Tel: 075-366-4053
【放射性物質検査証明書等】 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html
【タイGMP証明書】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp_cert.html
【衛生証明書】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html
- ② 農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ【衛生証明書、施設認定】 Tel: 03-3501-4079
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html
- ③ 農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課【衛生証明書(養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉)】 Tel: 03-6744-1708
- ④ 厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課【シンガポール向けフグ処理施設関係】
ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針(ガイドライン) <https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000628050.pdf>
- ⑤ 輸出事業者として登録した各商工会議所【原産地証明書】 <https://www5.cin.or.jp/ccilist/>
- ⑥ 近畿厚生局 健康福祉部 食品衛生課【衛生証明書、米国・EUの認定制度】 Tel: 06-4791-7312
- ⑦ 水産庁 漁政部 加工流通課【漁獲証明書、ブラジル動物衛生証明等】 Tel: 03-3501-1961
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/exporttetsuzuki.html>
- ⑧ 動物検疫所 神戸支所 検疫課【輸出検疫証明書】 Tel: 078-222-8990
https://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/export_meat_list.html
- ⑨ 指定の放射性物質検査機関【放射性物質検査報告書】 https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/kensa_kikan.html
- ⑩ 輸出事業者として登録した各商工会議所【原産地証明書】 <https://www5.cin.or.jp/ccilist/>
- ⑪ (一財)日本食品検査 関西事業所【衛生証明書、動物衛生証明書】 <http://www.jffic.or.jp/> Tel: 078-302-1043
- ⑫ (一社)日本食品認定機構【HACCP等の認定】 <https://jfco.or.jp/> Tel: 03-5544-9810